

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた ガス料金の支払い猶予期間設定について

令和2年4月

経済産業省は「生活不安に対応するための緊急措置（令和2年3月18日 新型コロナウイルス感染症対策本部）」を踏まえ、電気・ガス事業者に対して、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、電気・ガス料金の支払いが困難な事情がある消費者に対して、その置かれた状況に配慮し、料金の未払いによる供給停止の猶予など、料金支払いの猶予について、柔軟な対応を行うことを要請しました。

J Aしまねもこの要請に応え、ガス料金の支払い猶予期間を下記の通り設定いたしますので、必要な方は申し込みください。

記

1. 対象のお客様

J Aのガスご利用のお客様で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金・総合支援資金」の貸付を受けた方で、当J Aに支払い猶予の申し出をいただいた方。

※「生活福祉資金貸付制度」とは

各都道府県社会福祉協議会が、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、休業や失業により生活費の貸付けが必要な世帯等に対して資金の貸付けを行う制度。

※申し出の際に「貸付金決定通知書」を確認させていただきます。

2. 対象期間

申し出のあったお客様の3月（4月検針）～5月（6月検針）分のガス料金の支払期日を各1ヶ月延長します。

3. お問い合わせ先

島根県農業協同組合	経済部自動車燃料課	電話：0853-25-8904
くにびき地区本部	生活燃料センター	電話：0852-36-9270
やすぎ地区本部	生活燃料課	電話：0854-28-7200
隠岐どうぜん地区本部	経済課	電話：08514-7-8005
雲南地区本部	L P ガス課	電話：0854-42-9131
出雲地区本部	出雲ガスセンター	電話：0853-28-1234
斐川地区本部	ガス住宅課	電話：0853-72-3304
島根おおち地区本部	L P ガスセンター	電話：0855-95-0362

以 上

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で、生活資金でお悩みの皆さまへ

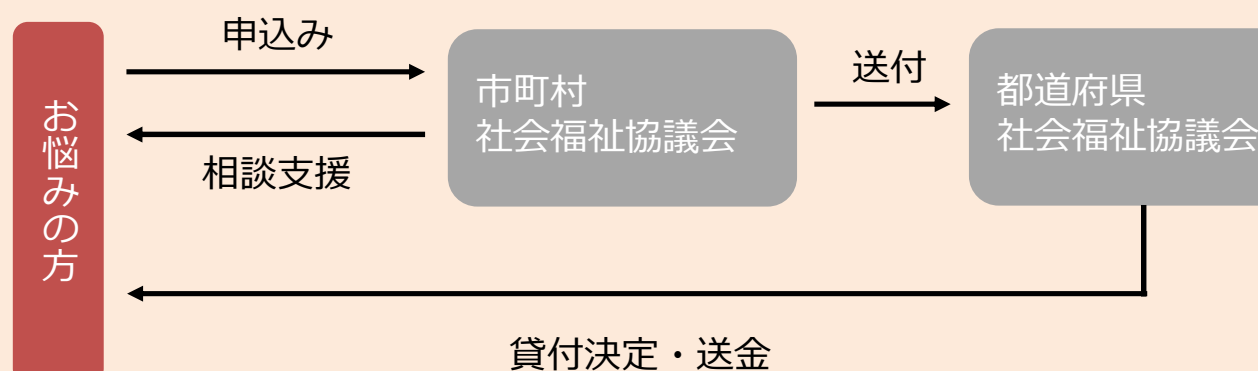
一時的な資金の緊急貸付に関するご案内

島根県社会福祉協議会では、低所得世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う生活福祉資金貸付制度を実施しております。

本制度につき、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、貸付の対象世帯を低所得世帯以外に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、緊急小口資金等の特例貸付を実施します。

特例貸付の具体的な内容は裏面をご覧ください。また、具体的な内容のお問合せや貸付のご相談は、下記問い合わせ先へお願いします。

貸付手続きの流れ



- 受付開始日 3月25日（水）
- 申込、受付 お住まいの市町村社会福祉協議会

休業された方向け（緊急小口資金）

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行います。

■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

※ 従来の低所得世帯等に限定した取扱を拡大。

■貸付上限額

- ・ 10万円以内
（学校等の休業等の特例20万円以内）

※ 従来の10万円以内とする取扱を拡大。

■据置期間

1年以内

※ 従来の2月以内とする取扱を拡大。

■償還期限

2年以内

※ 従来の12月以内とする取扱を拡大。

■貸付利子・保証人

無利子・不要

■申込先

市町村社会福祉協議会

失業された方等向け（総合支援資金）※

※総合支援資金のうち、生活支援費

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

※ 従来の低所得世帯に限定した取扱を拡大。

■貸付上限額

- ・ （2人以上）月20万円以内
 - ・ （単身）月15万円以内
- 貸付期間：原則3月以内

■据置期間

1年以内

※ 従来の6月以内とする取扱を拡大。

■償還期限

10年以内

■貸付利子・保証人

無利子・不要

※ 従来、保証人ありの場合は無利子、なしの場合は年1.5%とする取扱を緩和。

■申込先

市町村社会福祉協議会

注 原則、自立相談支援事業等による支援を受け付け、継続的な支援を受けることが要件となります。